

令和 2 年 5 月 26 日

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部

保育サービス課長 津本 卓也

保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

認可保育園等の登園自粛に伴う保育料の取り扱いについて

令和 2 年 5 月 26 日現在、保育料については以下のとおりの取り扱いとしますのでご確認ください。

項目	説明
1 保育料の計算方法について	
月額保育料	減額後の保育料＝月額保育料×登園日数÷25日（10円未満切捨） ・休園届を提出し、1日も登園がなかった場合は免除となります。 ・保護者同伴の面接や健康診断は登園日とはいたしません。 ・保育時間が短い場合でも登園した場合は1日登園した扱いとなります。
月ぎめ延長保育料	区立保育園の月ぎめ延長保育料の減額は月額保育料と同じ計算方法で算出します。 私立保育園の月ぎめ延長保育料については、各施設にご確認ください。
2 保育料徴収方法等の取扱いについて	
(2) 認可保育園の場合	
【4月分】	休園届・育児休業延長申出書の提出の有無にかかわらず、一旦保育料全額をお支払いいただきます。登園実績を区が在園する保育園に確認した上で、日割り計算を行います。 計算の結果生じた過払い分は、7月分以降に充当、充当できない場合は還付します。保育料が発生した場合は7月20日頃納付書をお送りします。 なお、4月分保育料は、4月16日以降を日割り対象期間とし、4月1日から4月15日までについては、登園実績によらず算定対象外とします。ただし、延長保育料で免除となるのは月ぎめ延長保育のみです。
【5月分】	(1) 4月24日までに休園届を提出した世帯 保育料を全額免除とします。ただし、区が在園する保育園に登園実績を確認した上で、登園実績がある場合は日割り計算を行います。発生した保育料は7月20日頃納付書をお送りします。

裏面に続く

	<p>(2) 4月25日以降に休園届を提出または休園届未提出の世帯 一旦保育料全額をお支払いいただきます。その後、区が在園する保育園に登園実績を確認した上で、日割り計算を行います。計算の結果生じた過払い分は、8月分以降に充当、充当できない場合は還付します。保育料が発生した場合は、7月20日頃納付書をお送りします。</p> <p>※4月25日以降に区に到着した休園届は可能な限り(1)の処理を行いますが、全額お支払いいただいた場合は、(2)のとおりとさせていただきます。</p>
【6月分】	<p>(1) 5月25日までに休園届を提出した世帯 保育料を全額免除とします。ただし、登園実績がある場合は日割り計算を行います。発生した保育料は8月20日頃納付書をお送りします。</p>
	<p>(2) 5月26日以降に休園届を提出または休園届未提出の世帯 一旦保育料全額をお支払いいただきます。その後、区が在園する保育園に登園実績を確認した上で、日割り計算を行います。計算の結果生じた過払い分については、9月分以降に充当、充当できない場合は還付します。保育料が発生した場合は、8月20日頃納付書をお送りします。</p> <p>※5月25日以降に区に到着した休園届は可能な限り(1)の処理を行いますが、全額お支払いいただいた場合は、(2)のとおりとさせていただきます。</p>
【還付方法】	<p>(1) 保育料を口座振替でお支払いの世帯 登録されている口座に還付します。</p>
	<p>(2) 保育料を納付書でお支払いの世帯 還付先口座の登録手続きを別途ご案内します。</p>
<p>(2) 小規模・事業所内保育所の場合</p> <p>保育料は、区が各児童の登園日数を確認後に確定するため、保育料確定後に各施設へお支払いをお願いいたします。なお、既に各施設に保育料をお支払いいただいている場合は、各施設が今後かかる保育料に充当または還付することとなります。保育料充当・還付の時期など詳細は、各施設にお問い合わせください。</p> <p>なお、4月分保育料は、4月16日以降を日割り対象期間とし、4月1日から4月15日までについては、登園実績によらず算定対象外とします。</p>	

問合せ先

(休園手続き及び保育料の計算方法、
認可保育園の保育料徴収方法に関すること)

大田区こども家庭部保育サービス課
保育利用支援担当 03-5744-1280

(小規模・事業所内保育所における、
保育料徴収方法等の取扱いに関すること)

大田区こども家庭部保育サービス課
保育サービス基盤担当 03-5744-1277